

国内の他組織におけるガバナンス

日本銀行におけるガバナンスの仕組み

[設置の根拠]

- ・日本銀行法に基づく認可法人。

[意思決定]

- ・政策委員会の合議による意思決定。
- ・政策委員会は審議委員（6名、経済、金融の学識経験者）、総裁、副総裁（2名）で構成。

[執行]

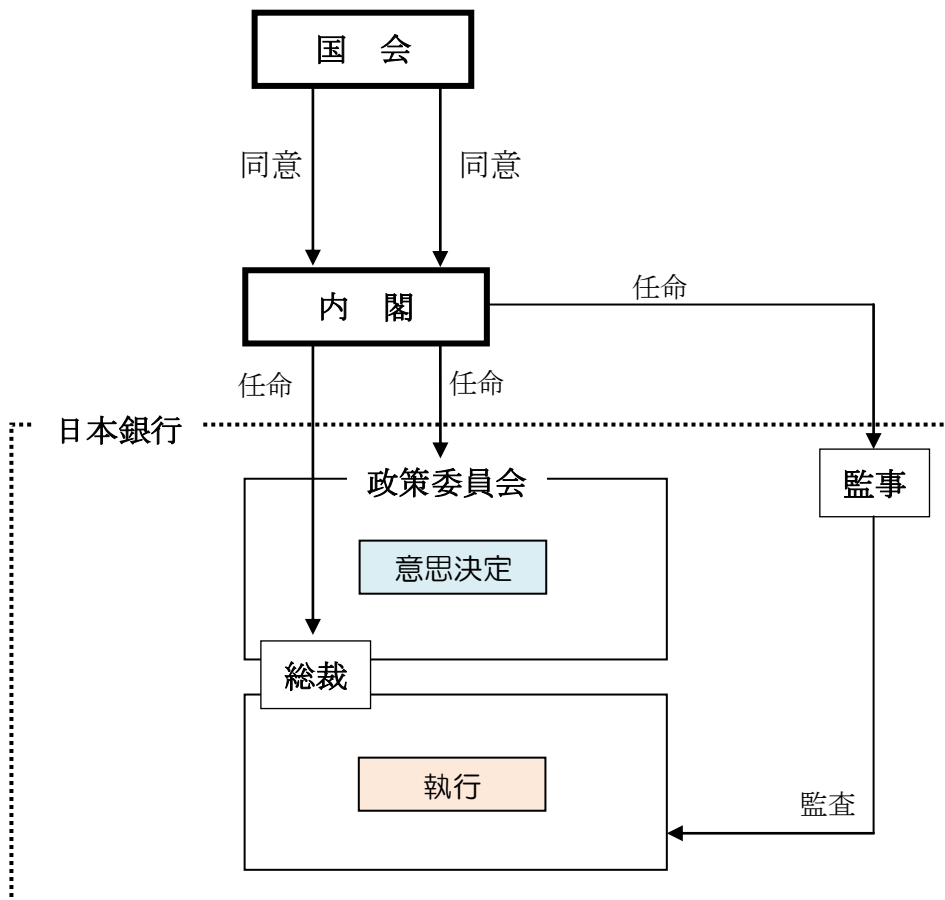
- ・両議院の同意を得て内閣が任命する総裁が業務を総理。

[監視]

- ・内閣が任命する監事が業務を監査する。

[政府との関係]

- ・経費予算及び財務諸表につき、財務大臣の承認が必要。



預金保険機構におけるガバナンスの仕組み

[設置の根拠]

- ・ 預金保険法に基づく認可法人

[意思決定]

- ・ 運営委員会の合議による意思決定
- ・ 運営委員会は、理事長、理事（3名）及び委員（8名）で構成。
 - ※ 委員は、理事長が内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて任命。

[執行]

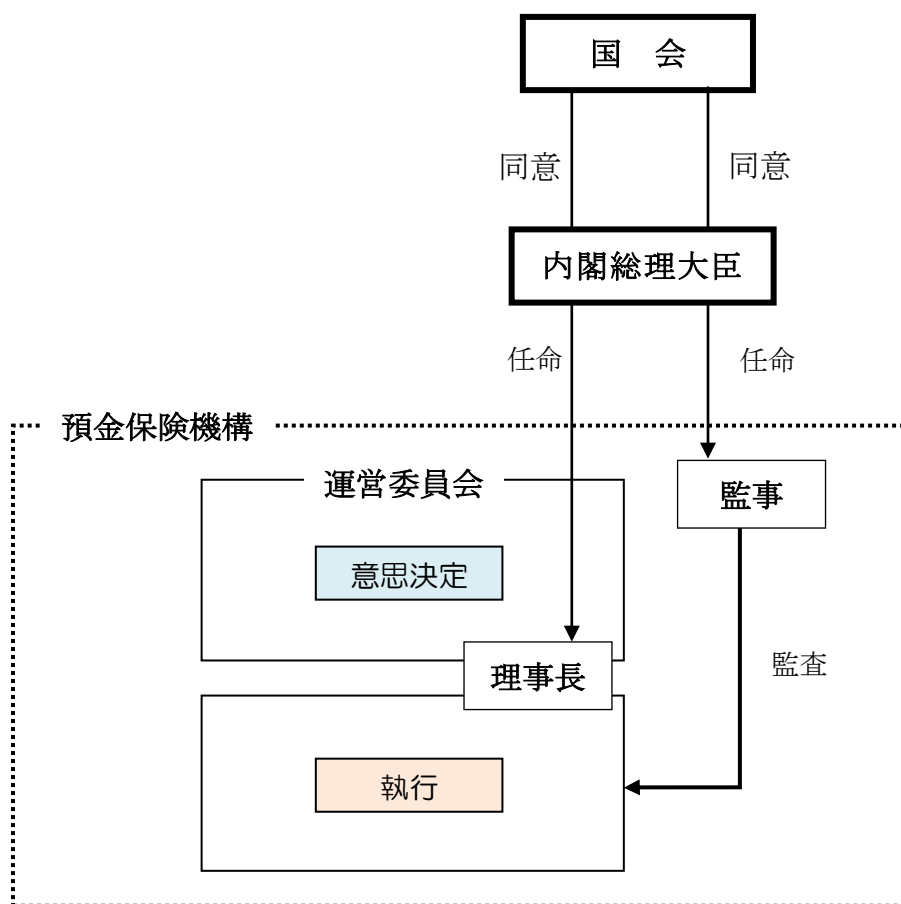
- ・ 両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する理事長が業務を総理。

[監視]

- ・ 両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する監事が業務を監査する。

[政府との関係]

- ・ 予算及び資金計画については、内閣総理大臣及び財務大臣の認可が必要。
- ・ 財務諸表については、内閣総理大臣及び財務大臣の承認が必要。



日本放送協会におけるガバナンスの仕組み

[設置の根拠]

- ・放送法に基づく特殊法人。

[意思決定]

- ・経営委員会の合議による意思決定。
- ・経営委員会は委員 12 名で構成。

[執行]

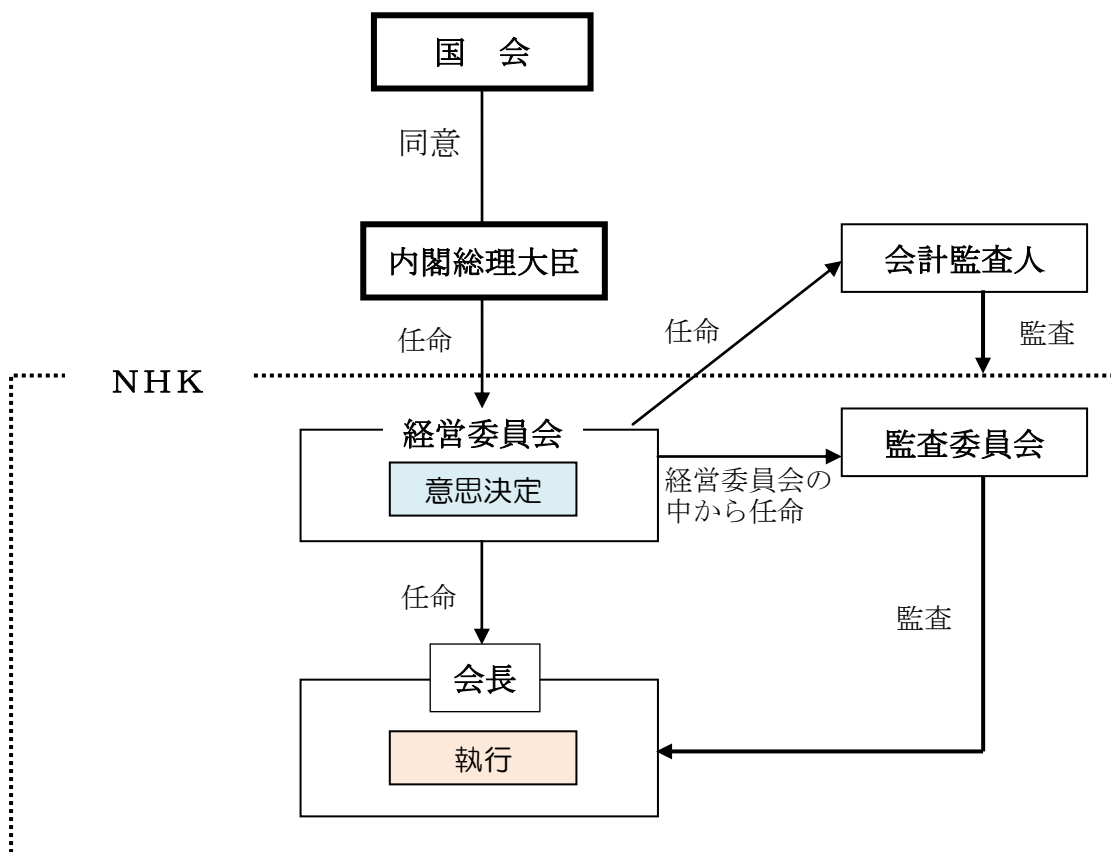
- ・経営委員会が任命する会長が業務を総理。

[監視]

- ・経営委員会の中から任命される監査委員会が役員の職務の執行を監査するほか、財務諸表等については経営委員会が任命する会計監査人も監査を行う。

[政府との関係]

- ・収支予算及び事業計画については、国会の承認が必要。



地方公共団体金融機構におけるガバナンスの仕組み

【設置の根拠】

- ・地方公共団体金融機構法に基づく地方共同法人

【意思決定】

- ・代表者会議の合議による意思決定
- ・代表者会議は、①及び②を満たす者各3名（計6名）により構成
 - ① 都道府県知事、市長又は町村長
 - ② ①以外の者であって地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有するもの

【執行】

- ・代表者会議が任命する理事長が業務を総理。
- ・理事長は業務方法書等の作成について経営審議委員会（代表者会議が任命する学識経験者により構成）の意見を聴かなければならない。

【監視】

- ・代表者会議が任命する監事が業務を監査するほか、財務諸表等については代表者会議が選任する会計監査人も監査を行う。

【政府との関係】

- ・予算及び事業計画については、総務大臣への届出が必要。
- ・財務諸表については、総務大臣への提出が必要。

